

山梨県公報

第千九百二十四号

平成二十一年

二月十九日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定……………八二

土地改良区の定款の一部変更の認可……………八一

道路の区域変更……………八一

建築基準法に基づく道路位置指定……………八一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八二

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の変更……………八二

土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………八二

公安委員会

平成二十一年度自動車等の運転免許試験等の実施……………八二

告示

山梨県告示第四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南アルプス市須澤字古以多和三三三の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古以多和三三三の一(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十一年二月十三日初狩土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市篠原字発起新居一九四五番の二地先から 甲斐市篠原字発起新居一九五一番の四地先まで	五・八 七・五	八・二 九・七		三七・八 三七・八

山梨県告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
笛吹市一宮町東原字柿木四八六番四及び四九三番四
- 二 道路の幅員
最大五・八五メートル 最小五・〇〇メートル
- 三 道路の延長
八七・二〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 アースサポート
- 2 代表者の氏名 藤原栄一
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市小原西五百三番地の一
- 4 定款に記載された目的
この法人は、峡東地域を中心とした人々を対象として、行政機関と連携を図り、自然環境保全、災害救助支援、地域安全活動、まちづくりと経済活動の活性化に関する事業を行い広く公益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年二月九日から同年四月八日まで

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の変更

平成二十年三月十三日付け山梨県公報第千八百三十七号により公告した経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等第四中、「配達記録郵便」を、「簡易書留郵便」に改め、平成二十一年三月一日より適用する。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 組合の名称
富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富士吉田市下吉田七百四十六番地
- 三 施行地区
富士吉田市新西原四丁目の一部
- 四 設立認可の年月日
平成十七年五月二十三日
- 五 変更後の事業施行期間
平成十七年度から平成二十一年度まで
- 六 変更認可の年月日
平成二十一年二月十九日

公安委員会

● 平成二十一年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成二十一年四月から平成二十二年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による

審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十一年二月十九日

山梨県公安委員会

委員長 井上利夫

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 一項に規定する県の休日（ 以下「休日」という。）を 除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ ンター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休 日を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休 日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車を除く。）		山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）		

普通自動車仮免許（ＡＴ 車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車に限る。）		
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）		
普通自動車仮免許（ＡＴ 車を除く。）		
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免 許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下

<p>2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験</p>		<p>原動機付自転車免許</p>	<p>又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日にかたつた場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。</p>	<p>高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署</p>
<p>免許の種類</p>	<p>大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（AT車を除く。） 普通自動車免許（AT車を除く。） 普通自動車仮免許（AT車に限る。） 普通自動車第二種免許（AT車に限る。） 普通自動車免許（AT車に限る。） 普通自動車仮免許（AT車を除く。） 大型自動車仮免許</p>	<p>試験日</p>	<p>試験場所</p>	
<p>3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験</p>		<p>大型自動車免許 中型自動車仮免許 中型自動車免許 中型自動車第二種免許 大型特殊自動車第二種免許 牽引第二種免許 大型特殊自動車免許 牽引免許 大型自動二輪車免許 普通自動二輪車免許</p>	<p>試験日</p>	<p>試験場所</p>
<p>免許の種類</p>	<p>大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（AT車を除く。） 普通自動車免許（AT車を除く。） 普通自動車仮免許（AT車に限る。）</p>	<p>試験日</p>	<p>試験場所</p>	

普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	普通自動車免許（AT車に限る。）	普通自動車仮免許（AT車を除く。）	大型自動車仮免許	中型自動車仮免許	中型自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）					毎週金曜日（休日を除く。）						毎週水曜日（休日を除く。） 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	
											山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警	

<p>三 一部免除試験</p> <p>1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験</p>													察署					
免許の種類	試験日	試験場所	大型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許	中型自動車第二種免許	普通自動車第一種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型自動車免許	中型自動車免許	普通自動二輪車免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	大型自動車仮免許
	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十二年一月四日は法第九十七条の二第一項第三号に該当する者に限る。）。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。																
	毎週月曜日から金曜日まで（	山梨県南アルプス市下																

中型自動車仮免許	普通自動車仮免許	高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
		休日を除く。

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許(AT車を除く。)		山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
普通自動車仮免許(AT車を除く。)		
普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	
普通自動車仮免許(AT車を除く。)		
大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	
大型自動車免許	毎週木曜日(休日を除く。)	
中型自動車仮免許	毎週火曜日(休日を除く。)	
中型自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。)	

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

中型自動車第一種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	毎週金曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
------------	--------------	---------	-----------	------	-----------	-----------	---------------	---------------------

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十二年一月四日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
中型自動車第二種免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
普通自動車第二種免許		山梨県都留市下谷三丁目二番一号
大型特殊自動車第二種免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室(道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。)
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
中型自動車免許		
普通自動車免許		

四 再試験

大型特殊自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	大型自動車仮免許	中型自動車仮免許	普通自動車仮免許
毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）							
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）							

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に該当する者を含む。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
原動機付自転車免許	毎週水曜日及び金曜日（休日を除く。）	
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型特殊自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

2 書面による審査

大型自動車第二種免許	大型自動車免許	大型自動車仮免許	中型自動車免許	中型自動車第二種免許	普通自動車第二種免許	普通自動車免許	普通自動車仮免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
毎週月曜日（休日を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週金曜日（休日を除く。）			
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）			

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車第二種免許		
中型自動車免許		

普通自動車第二種免許（A T車に限る。）		山梨県都留市下谷三 丁目二番二号 山梨県警察本部交通 部運転免許課都留分 室
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けよつとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。